

発行元: 青森県環境生活部県境再生対策室現地事務所

TEL 0179-20-7044

〒039-0201 三戸郡田子町大字田子字天神堂向146

FAX 0179-20-7045

県境再生対策室ホームページ <http://www.kenkyo.pref.aomori.jp/>

## ■廃棄物本格撤去計画書案がまとまりました。

これまで県では、県境不法投棄現場からの汚染拡散防止対策工事を最優先に実施しながら、地下水汚染の心配のない部分(Aエリア)の廃棄物と工事に伴って掘削し仮置していた廃棄物の撤去を行う「廃棄物一次撤去」を進めてきています。

平成17年6月に稼働開始した浸出水処理施設のほか、鉛直遮水壁などの汚染拡散防止対策の主たる工事が平成18年度に概ね終了するため、平成19年度から廃棄物の本格撤去を始めることにしています。



【現場入口付近の鉛直遮水壁施工風景】

### 本格撤去計画策定の目的

本格撤去では、これまでの一次撤去と比較して1日あたりの撤去量が倍増します。また、地中に埋まった廃棄物を掘削して撤去するなど一次撤去とは異なる要因があります。このため、より安全に、そして計画的に廃棄物の撤去を進めるため、本格撤去計画を策定することにしました。

### 本格撤去計画案のポイント

#### 【本格撤去計画の考え方】

**撤去期間** ⇒ 平成19年度から平成24年度

撤去対象量 ⇒	一次撤去			本格撤去					
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
撤去量(t/年)	11,400	39,900	44,700	96,100	96,100	96,100	96,100	96,100	94,500
計	96,000			575,000					

※ 単位体積重量は1.0t/m<sup>3</sup>として計画 ※平成16~17年度は実績数量 ※平成18年度は予定数量

**撤去方法** ⇒

- ・現場内の標高の高い場所からスライス式に掘削し、掘削した廃棄物は、必要に応じて受入先の受入基準に合わせるため選別処理を行ってから搬出する。
- ・廃棄物に対して層状に重なっている土壌については、掘削時にできるだけ分離し、土壌環境基準を満たすものは現場内で再利用する。
- ・土壌環境基準を満たす汚泥や堆肥様物など最終的に土壌に還元されるものは、コンセンサスが得られる場合には現場内で再利用する。

**処理方法** ⇒

- ・廃棄物の処理は県内で処理することを基本とし、廃棄物の性質や状態に応じて廃棄物処理法の基準に従って適正に処理する。
- ・処理方法は「焼却」、「焼成」、「熔融」のいずれかの加熱処理を行う。
- ・なお、今後、その性状及び形状などから加熱処理に適さないものについては、それ以外の処理方法のうち最も合理的な方法により適正に処理することを検討する。

#### 【廃棄物撤去の考え方】

**廃棄物の区分** ⇒ ・廃棄物は、これまでの調査結果に基づいて、1,000m<sup>3</sup> (20m×20m×高さ2.5m) 単位のブロックごとに、特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物に区分する。

## 【撤去年次計画】

撤去作業計画 ⇒

	一次撤去			本格撤去					
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
年間撤去日数	67	224	224	215	215	215	215	215	215
搬出台数(台/日)	16	16	18	45	45	45	45	45	45
日撤去量(t/日)	170	178	201	450	450	450	450	450	450
年撤去量(t/年)	11,400	39,900	44,700	96,100	96,100	96,100	96,100	96,100	94,500
計	96,000			575,000					

日撤去計画量 ⇒  $575,000 \text{ m}^3 \times 1.0 \text{ t/m}^3 \div 215 \text{ 日} \div 6 \text{ 年} = 445 \div 450 \text{ t/日}$   
 (計画搬出日数はこれまでと同様に年間215日とする。)

## 【撤去完了確認】

完了確認時期 ⇒ ・廃棄物及び汚染土壌の撤去完了の確認は、基本的に廃棄物の標高が5m下がるごとに、地山の出た範囲について住民立会いのもと確認していく。

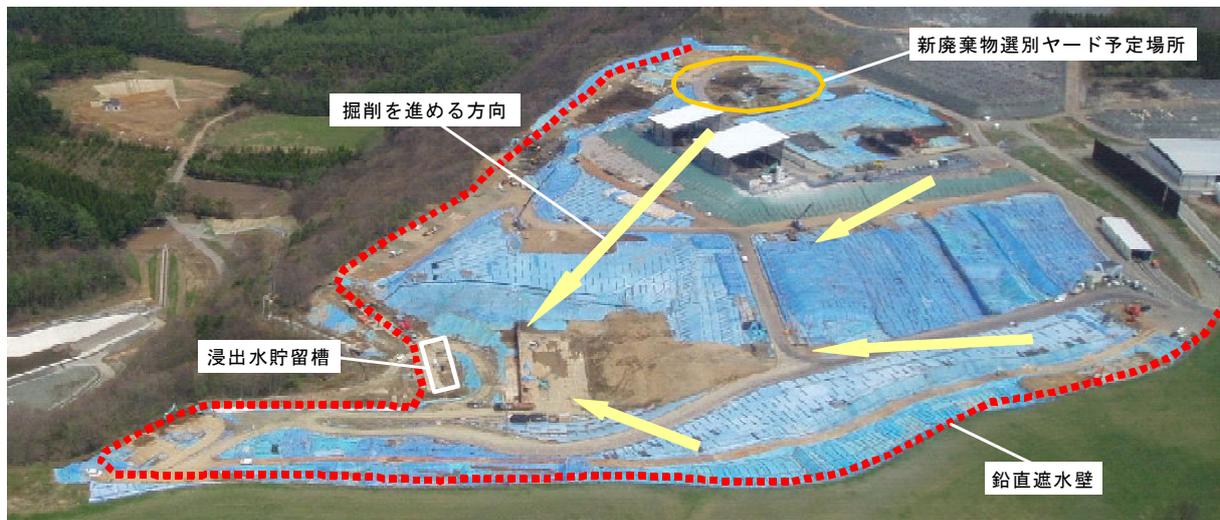
確認方法 ⇒ ・廃棄物の撤去完了の確認は地山の目視確認及び重機による試掘により行う。汚染土壌の確認は地山から土壌を採取し、確認分析の実施により行う。

## 【処理施設の確保】

○ 本格撤去計画期間の処理施設での日処理計画量は305t/日とする。

○ 現在、県内2カ所で廃棄物を処理しているが、平成18年度における廃棄物の受入計画量は合計で200t/日程度となっていることから、今後さらに処理施設の確保に努める。

日処理計画量 ⇒  $575,000 \text{ t} \div 315 \text{ 日} \div 6 \text{ 年} \div 305 \text{ t/日}$



【Aエリア内に新たな廃棄物選別ヤードを整備し、標高の高いところからスライス式に廃棄物の掘削を進めます。】

## ■不法投棄産業廃棄物の一次撤去状況

8月31日までの不法投棄現場からの一次撤去状況は次のとおりとなりました。

(撤去量の単位：トン)

年度・月別	16年度実績		17年度実績		18年度7月まで		18年度8月		合計	
作業日数	67日		224日		79日		20日		390日	
搬出台数・搬出量	台数	撤去量	台数	撤去量	台数	撤去量	台数	撤去量	台数	撤去量
固形廃棄物	605	6,016	3,432	37,504	1,479	16,417	308	3,516	5,824	63,453
液状廃棄物	491	5,372	242	2,388	—	—	—	—	733	7,760
計	1,096	11,388	3,674	39,892	1,479	16,417	308	3,516	6,557	71,213

## ■行事予定

第14回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会 (9月30日(土) 14:00～ 会場：八戸市ユートリー)